

## 第2部 ごみ処理

# 第1章 ごみ処理の現状と課題

## 1 ごみ処理の方法

### (1) ごみの種類と排出・収集方法

#### ① ごみ排出区分の定義

本計画におけるごみ排出区分の定義は、下図のとおりです。

本計画では、市民や事業者等により排出される全ての不要物の量を「ごみ発生量」とします。

しかし、民間事業者による資源回収や事業者の独自処理、市民による自家処理（生ごみの減量化など）によって減量化や資源化が行われている「潜在ごみ」については、実数として捉えることが困難なものがあるため、これを除いたものを「ごみ総排出量」とします。

「ごみ総排出量」のうち、本市の家庭から排出されたものを「生活排出ごみ」、事業所や公共施設から排出されたごみを「事業系ごみ」とし、生活排出ごみのうち「集団回収」と「資源物」を除いた処理・処分が必要な、燃やせるごみ、燃やせないごみ、粗大ごみ、特定廃棄物、及び使用済み乾電池等を「家庭系ごみ」とします。

また、「ごみ総排出量」から「集団回収」を除いたものを「ごみ・資源物排出量」、「ごみ総排出量」から「集団回収」と「資源物」を除いたものを「ごみ排出量」とします。

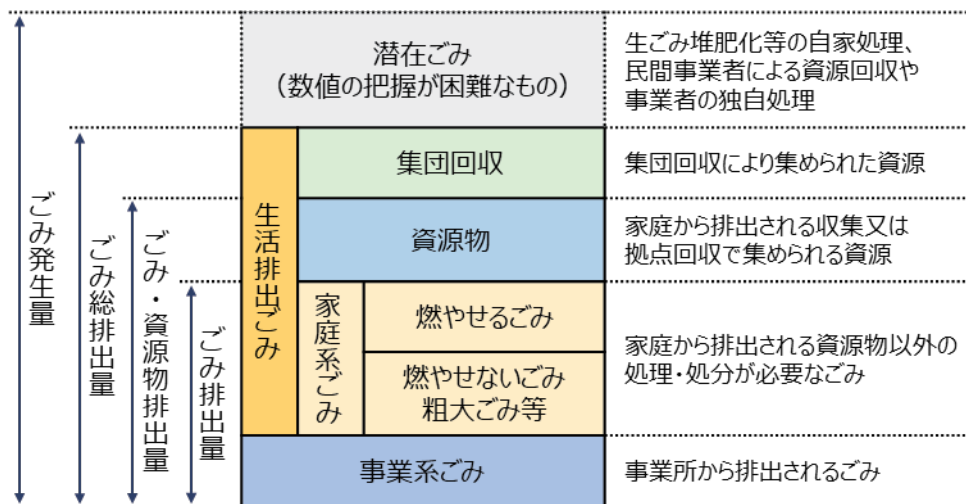


図 2-1 ごみ排出区分の定義

## ② 生活排出ごみ

### ア 収集するもの

収集する生活排出ごみは、下表の区分ごとに分別収集しています。

表 2-2 生活排出ごみの分別区分

区分		種類	
燃やせるごみ		生ごみ、リサイクルできない紙、革製品、靴、木の枝、おむつ、ぬいぐるみ、30cm以下のプラスチック製品、汚れの落ちないプラスチック製容器包装等	
燃やせないごみ		ガラス・陶器類、使い捨てカイロ、電球等	
粗大ごみ		ベッド、ソファー、テーブル、タンス、本棚、テレビ台、オーディオラック、食器棚等（1辺80cm以上2m以下、50kg以下）	
特定廃棄物		電気式温水タンク、太陽熱温水器、スプリングマットレス、自動車タイヤ、自動車ホイール、自動車バッテリー	
使用済み乾電池等		乾電池、水銀体温計	
蛍光管		蛍光管（割れていないもの）	
家電4品目		エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫・冷温庫、洗濯機・衣類乾燥機	
資源物	古紙	新聞紙	新聞紙
		雑誌	雑誌
		雑がみ	封筒、ティッシュの箱、菓子箱、包装紙、ダイレクトメール類等のリサイクルできる紙
		段ボール	段ボール
		牛乳パック類	牛乳、コーヒー、お茶等の紙パック
		古着	ワイシャツ、セーター、スカート等の古着
	飲料缶	ビール、コーヒー、清涼飲料等の飲料缶	
	ガラスびん	ビールびん、一升びん等の飲食用びん	
	ペットボトル	清涼飲料、お茶、しょうゆ等のPETマークがあるもの	
	プラスチック製容器包装	カップ・パック類、袋・ラップ類、ボトル類等のプラスチック製容器包装識別表示（プラマーク）のあるもの	
	金属類（小型家電含む）	小型家電、作業道具等の金属製のもの	
	発火性危険物	スプレー缶・ガスボンベ、使用済みライター、充電式電池を内蔵した小型家電	
	廃食用油	植物性天ぷら油	

2023（令和5）年4月1日時点

生活排出ごみの排出・収集方法は、下表のとおりで、燃やせるごみ、燃やせないごみ、使用済み乾電池等、資源物は、ステーション収集を行い、粗大ごみや特定廃棄物等は、戸別収集の申込み又はクリーンセンターへの直接搬入を行うこととしています。また、蛍光管や発火性危険物、廃食用油等は、拠点収集を実施しています。

表 2-3 生活排出ごみの排出・収集方法

種類・区分		排出方法	収集方法	収集回数	料金	
燃やせるごみ		指定袋（黄色）	ステーション収集（直営・委託）	週 2 回	無料	
燃やせないごみ		指定袋（青色）	ステーション収集（委託）	月 2 回		
粗大ごみ		戸別収集のため清掃事業所へ申込み クリーンセンターへ直接搬入			有料	
特定廃棄物						
家電 4 品目						
使用済み乾電池等		透明・半透明の袋	ステーション収集（直営・委託）	年 2 回	無料	
		直接持ち込む	拠点収集（公共施設等82か所）	随時		
蛍光管		直接持ち込む	拠点収集（公共施設等25か所）	随時	無料	
資源物	古紙	新聞紙	ステーション収集（委託）	月 2 回	無料	
		雑誌				
		雑がみ				
		段ボール				
		牛乳パック類				
		古着				
	飲料缶		透明・半透明の袋	ステーション収集（委託）		週 1 回
	ガラスびん					
	ペットボトル					
	プラスチック製容器包装		指定袋（無色）	月 1 回		
	金属類（小型家電含む）		透明・半透明の袋			
	発火性危険物		指定袋（赤色）	拠点収集（充電式小型家電は公共施設16か所、スプレー缶等は公共施設30か所）		随時
直接持ち込む						
廃食用油		びん又はペットボトルに入れふたをする	拠点収集（公共施設18か所）	随時		
犬、猫等の死体		戸別収集のため清掃事業所へ申込み 清掃事業所へ直接搬入			有料	

2023（令和5）年4月1日時点

## イ 収集しないもの・処理できないもの

収集しない、処理できない生活排出ごみは、次のとおりです。収集しない生活排出ごみは、自らクリーンセンターへ直接搬入、又は春日井市一般廃棄物収集運搬許可業者に収集運搬を依頼することとしています。

表 2-4 収集しないもの、処理できないもの

区分	種類
収集しないもの	引越等に伴い発生する一時的な多量ごみ
	長さ 2 m 及び 50kg を超えるものなど、収集作業に支障を及ぼすおそれのあるもの
	土、石、瓦など、最終処分場へ搬入するもの
処理できないもの	消火器、オートバイなど、広域認定制度 <sup>※6</sup> で処理を行うもの
	パソコン、ピアノなど、販売店や専門業者に適正な処理を依頼するもの
	シンナー、在宅医療用注射針、廃油など、処理施設に支障を及ぼすおそれのあるもの

2023（令和 5）年 4 月 1 日時点

### ③ 事業系ごみ

排出者は、廃棄物処理法の規定に基づき廃棄物の減量に努め、分別を徹底し、再生事業者等を活用して積極的に再資源化に取り組むものとしています。

表 2-5 事業系ごみ

区分	処理方法
資源化できるもの	再生事業者等を活用
資源化できないもの	春日井市一般廃棄物収集運搬許可業者に運搬を依頼、又はクリーンセンターへ直接搬入

2023（令和 5）年 4 月 1 日時点

※クリーンセンターは一般廃棄物処理施設のため、産業廃棄物や市外の廃棄物は搬入不可。

<sup>※6</sup> 広域認定制度…製造事業者等が廃棄物の処理を広域的に行うことを環境大臣が認定することで、廃棄物処理に関する地方公共団体ごとの許可を不要にする特例制度。

## (2) 処理方法

生活排出ごみや事業系ごみは、次のとおり処理しています。

表 2-6 ごみ処理

区分	処理・資源化方法等
燃やせるごみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・クリーンセンターで焼却します。</li> <li>・焼却処理後に発生する灰は、再生事業者へ引き渡し又は市内外の最終処分場で埋立処分します。</li> </ul>
燃やせないごみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・破砕処理施設で、破砕資源、破砕可燃物、破砕不燃物に分けます。</li> <li>・破砕可燃物は、クリーンセンターで焼却します。</li> <li>・破砕不燃物は、最終処分場で埋立処分します。</li> <li>・破砕資源は、再生事業者に引き渡します。</li> <li>・破砕不適物の砂・石は、最終処分場で埋立処分します。</li> </ul>
粗大ごみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・再利用可能なものは、修理して市民に販売します。</li> <li>・その他の粗大ごみは、燃やせないごみと同様の処理をします。</li> </ul>
その他専用の処理のために分類するごみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乾電池、水銀体温計は再生事業者に引き渡します。</li> <li>・家電4品目は、再生事業者に引き渡します。</li> <li>・その他の特定廃棄物は、個別に適正処理します。</li> </ul>
資源物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・古紙等の紙類は、再生事業者に引き渡します。</li> <li>・飲料缶、びん、ペットボトル等の資源は、クリーンセンター資源化施設に持ち込まれ、びん類は色別に、缶類は素材別に選別し、再生事業者に引き渡します。</li> <li>・プラスチック製容器包装やペットボトルは、選別・圧縮・梱包を行い、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会<sup>※7</sup>で資源化が行われます。</li> <li>・金属類は、充電式電池を内蔵した小型家電、スプレー缶・ガスボンベ、使用済みライター、その他に選別し、再生事業者に引き渡します。</li> </ul>

2023（令和5）年4月1日時点

<sup>※7</sup> 公益財団法人日本容器包装リサイクル協会：「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」に基づく指定法人で、同法の対象となる容器包装の製造・販売等を行う特定事業者等からの委託を受けて、容器包装廃棄物等のリサイクル事業を実施している。

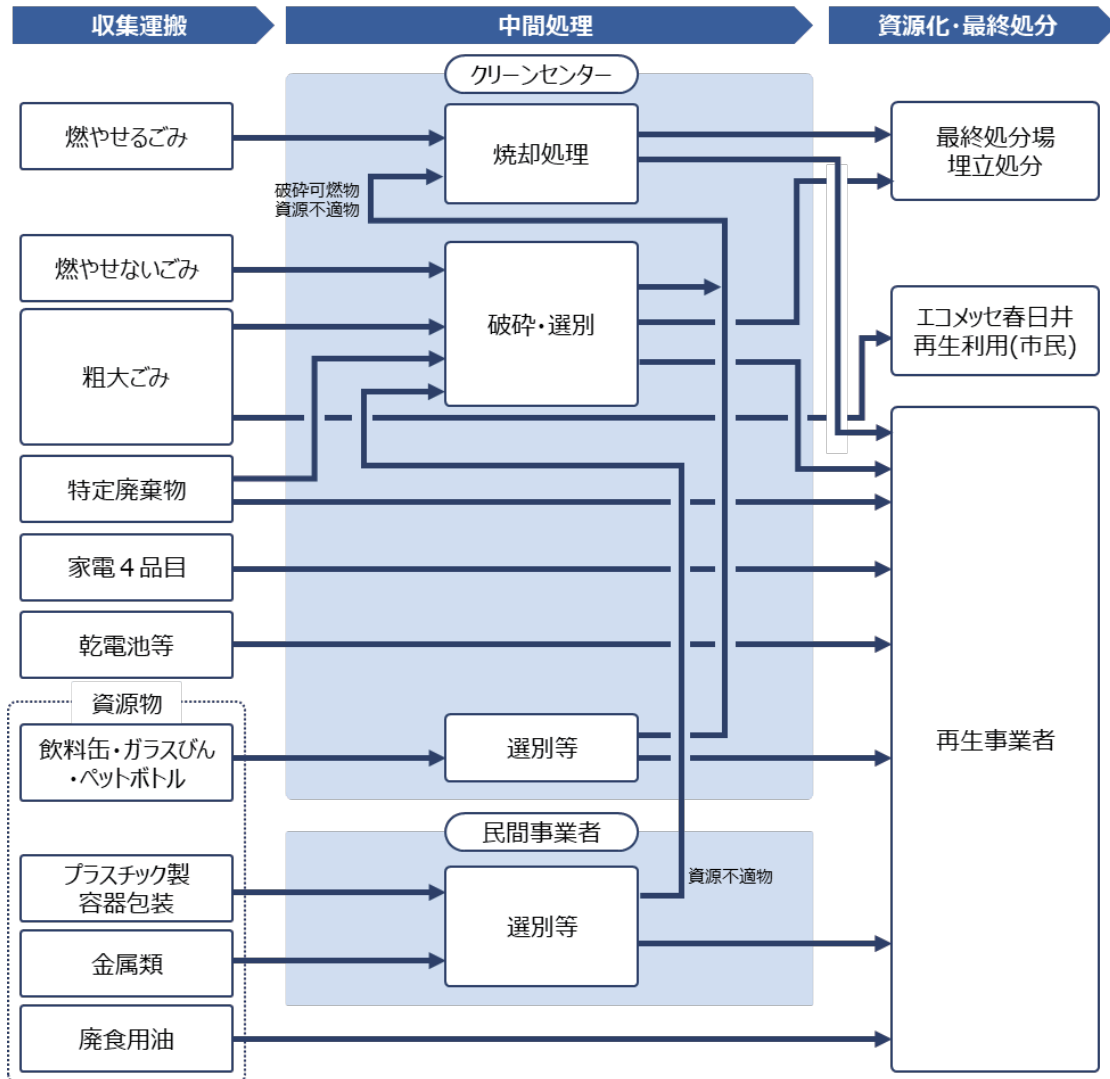


図 2-7 ごみ処理フロー

### (3) 最終処分

中間処理後、焼却灰<sup>※8</sup>の一部はセメント原料として資源化し、残りの焼却灰は埋立処分しています。また、家庭から出る砂や石等のほか、地域清掃で出る側溝汚泥については、直接埋立処分しています。

なお、最終処分場の延命化を図るため、焼却灰のうち飛灰固化物<sup>※9</sup>を公益財団法人愛知臨海環境整備センター（ASEC）で埋立処分しています。

※8 焼却灰…焼却処理により焼却炉の底から排出される主灰と飛灰が発生する。

※9 飛灰固化物…排ガス出口の集じん装置等で集められたばいじん（灰）で、重金属の溶出を防ぐために処理剤を加えて固形物にしたもの。

#### (4) ごみ処理施設

##### ① 施設位置

ごみ処理施設の位置は、下図のとおりです。

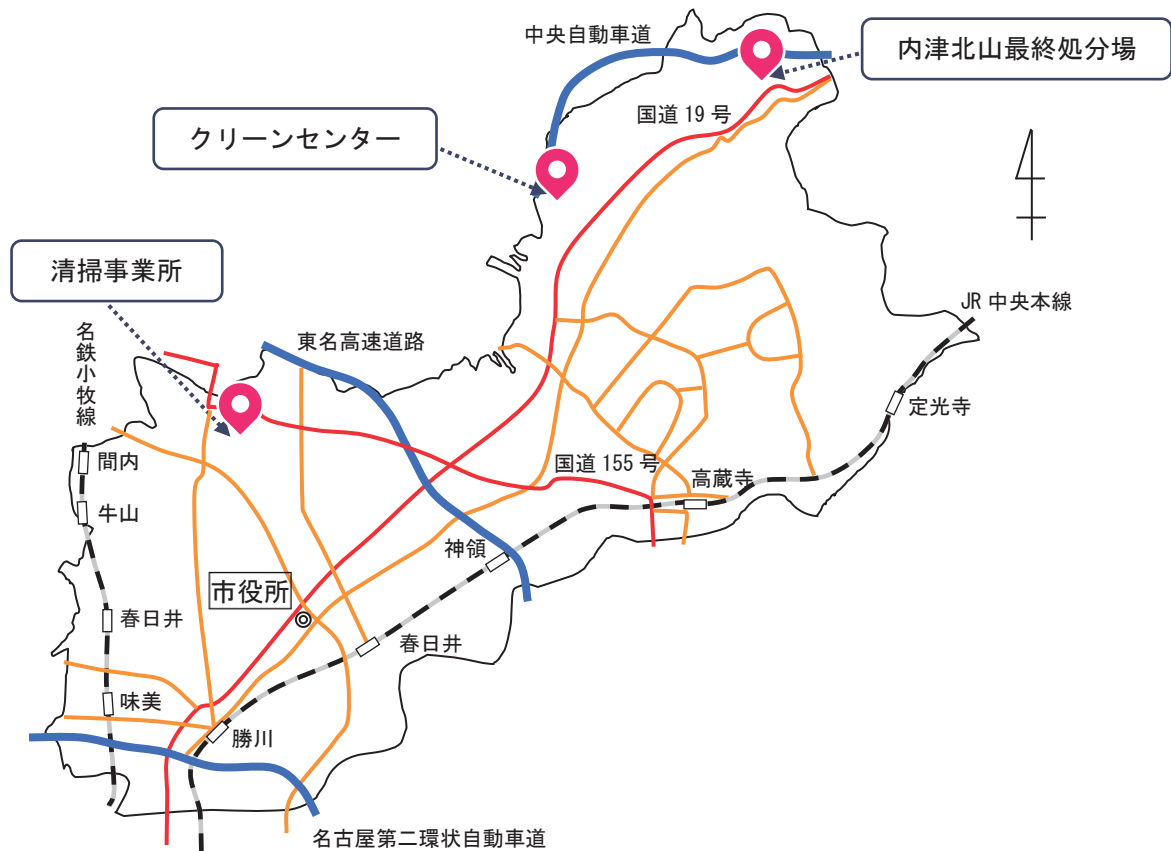


図 2-8 ごみ処理施設位置図

##### ② 清掃事業所（収集運搬）

清掃事業所は、下表のとおり収集運搬車両の保管施設、収集運搬拠点として鷹来町地内に開設しました。2023（令和5）年4月1日時点の保有車両は、ダンプ車6台、パッカー車32台、その他の車両1台となっています。

表 2-9 清掃事業所の概要

項目	内容
所在地	春日井市鷹来町 4957 番地 2
開設年月	1977（昭和 52）年 10 月
敷地面積	9,967.68m <sup>2</sup>
建物延面積	管理棟（鉄筋コンクリート 2 階建）：1,148.48m <sup>2</sup> 車庫（鉄骨造）：2,095.10m <sup>2</sup> 倉庫他：259.58m <sup>2</sup>



### ③ クリーンセンター（中間処理）

クリーンセンターは、ごみ焼却施設として1961（昭和36）年3月、神屋町地内に建設されました。その後、第1工場が1991（平成3）年2月に焼却・破砕処理設備を有する施設としてしゅん工し、第2工場が2002（平成14）年9月に焼却・破砕・灰溶融<sup>※10</sup>・資源化処理設備を有する施設としてしゅん工しました。（灰溶融施設は2017（平成29）年4月から休止、2023（令和5）年7月に廃止）

2施設を合わせた焼却処理能力は1日当たり540トン、破砕処理能力は5時間当たり110トンです。第2工場には資源化処理設備もあり、5時間当たりの処理能力は、飲料缶が8トン、ガラスびんが14トン、ペットボトルが3トンです。

なお、しゅん工から約20年が経過した第2工場について、今後も適正な処理を継続して行うため、2022（令和4）年度から2026（令和8）年度にかけて焼却設備等の主要な機器の大規模整備（基幹的設備改良工事）を実施しており、2027（令和9）年度から第1工場を停止し、第2工場の1工場体制による稼働を予定しています。

また、クリーンセンターには、ごみの減量や資源の再利用に関する講座を始め、再利用品の展示・販売など、市民のリサイクル活動の拠点となるリサイクルプラザ「エコメッセ春日井」を併設しています。

表 2-10 クリーンセンターの概要

項目	内容
所在地	春日井市神屋町1番地2
しゅん工	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1工場棟 1991（平成3）年2月</li> <li>・第2工場棟 2002（平成14）年9月</li> </ul>
施設概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1工場棟               <ul style="list-style-type: none"> <li>— 1号焼却炉（130t/日）</li> <li>— 2号焼却炉（130t/日）</li> <li>— 粗大ごみ処理施設（65t/5h）</li> </ul> </li> <li>・第2工場棟               <ul style="list-style-type: none"> <li>— 3号焼却炉（140t/日）</li> <li>— 4号焼却炉（140t/日）</li> <li>— 資源化施設（飲料缶：8t/5h、ガラスびん：14t/5h、ペットボトル：3t/5h）</li> <li>— 粗大・不燃ごみ処理施設（45t/5h）</li> </ul> </li> <li>・エコメッセ春日井</li> <li>・ストックヤード</li> </ul>



第1工場



第2工場

※10 灰溶融：焼却灰を高温で溶かし、冷却してスラグ化（ガラス質の固化物）する処理。溶融スラグは、路盤材等の土木資材に利用される。

#### ④ 最終処分場

1999(平成11)年3月にしゅん工した内津最終処分場の残余年数が少なくなったため、2014(平成26)年10月に内津北山最終処分場の建設に着工し、2017(平成29)年4月に供用開始しました。

内津北山最終処分場は、一般廃棄物の埋立処分場と浸出水処理施設を有する施設で、埋立容量は475,000m<sup>3</sup>、埋立工法は準好気性セル・サンドイッチ方式としています。浸出水処理施設は、高度処理設備等の最新技術を導入し、調整槽から送られる浸出水を適正に処理し、周辺環境の保全を図っています。

表 2-11 内津北山最終処分場の概要

項目	内容
所在地	春日井市内津町字北山 357 番地 1
着工	2014(平成26)年10月
供用開始	2017(平成29)年4月
敷地面積	70,324m <sup>2</sup>
埋立面積	24,400m <sup>2</sup>
埋立容量	475,000m <sup>3</sup>
埋立期間	約50年間
埋立工法	準好気性セル・サンドイッチ方式
浸出水処理方式	アルカリ凝集沈殿処理＋生物処理＋凝集膜分離処理＋活性炭吸着処理＋キレート吸着処理＋消毒処理



内津北山最終処分場

⑤ 公益財団法人愛知臨海環境整備センター（略称：ASEC）

ASECは、愛知県や名古屋市等の地方公共団体と民間企業により設立された第三セクターの公益財団法人で、一般廃棄物の区域外処分施設としてクリーンセンターから排出される焼却灰のうち飛灰固化物を下表のとおり搬入しています。

表 2-12 本市からASECへの搬出量等

年度	搬出量	場所・埋立地の面積	埋立容量
2013（平成25）	993 t	衣浦港3号地* 安定型：8.4ha 管理型：34.4ha	安定型： 810,180m <sup>3</sup> 管理型： 4,566,000m <sup>3</sup>
2014（平成26）	998 t		
2015（平成27）	990 t		
2016（平成28）	1,000 t		
2017（平成29）	2,865 t		
2018（平成30）	2,966 t		
2019（令和元）	2,803 t		
2020（令和2）	2,752 t		
2021（令和3）	2,440 t		
2022（令和4）	2,663 t		

※愛知県知多郡武豊町地内に所在



出典：ASECホームページ

ASEC衣浦港3号地

## 2 前計画（中間目標年度まで）の総括

### (1) 前計画の概要

前計画（春日井市ごみ処理基本計画）は、2019（令和元）年度から2028（令和10）年度までの10年間の計画期間とし、長期的な視点に立ち、ごみの排出抑制を始めその発生から最終処分に至るまでの適正な処理を推進するための基本的事項について定めています。

#### 春日井市ごみ処理基本計画（前計画）の概要

##### 〈基本理念〉

「ともに取り組み 次世代へつなぐ循環都市 かすがい」

##### 〈基本方針〉

- 1 啓発等によるごみ減量の推進
- 2 3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進
- 3 効率的なごみ処理による低コスト化
- 4 安全で安定的な処理施設の確保

##### 〈計画目標〉

目標		2017(H29) (基準年度)	2028(R10) (目標年度)
1	1人1日当たりごみ排出量 (g/人・日)	707	660
2	1人1日当たり家庭系ごみ排出量 (g/人・日)	526	487
3	事業系ごみ排出量 (t/年)	20,569	19,557
4	資源化率 (%)	19.1	21.0
5	1人当たりごみ処理費用 (円/人・年)	12,368	11,131

##### 〈計画の推進〉

PDC Aサイクルの考え方に基づき、計画の進捗状況を毎年度検証し、改善を図るとともに、廃棄物減量等推進審議会等に報告と審議を行い、公表する。

## (2) 前計画の目標の達成状況

前計画においては、2017（平成29）年度を基準年度、2028（令和10）年度を目標年度とし、5つの目標を掲げていました。

「1人1日当たり家庭系ごみ排出量」は目標達成に向けて順調に減少していますが、「事業系ごみ排出量」は減少傾向にありません。そのため、全体として「1人1日当たりごみ排出量」は改善傾向にあるものの、目標達成に向けて一層の削減が必要です。また、「資源化率」及び「1人当たりごみ処理費用」については、改善傾向になく、目標達成が厳しい状況にあります。

表 2-13 目標の達成状況

目標		実績値		目標値		
		2017 (H29) 計画基準値	2022 (R4) 直近値	2022 (R4) 中間目標	達成 状況	2028 (R10) 最終目標
1	1人1日当たりごみ排出量 (g/人・日)	707	687	686	△	660
2	1人1日当たり家庭系ごみ排出量 (g/人・日)	526	496	508	○	487
3	事業系ごみ排出量 (t/年)	20,569	21,470	20,109	×	19,557
4	資源化率 (%)	19.1	16.4	20.0	×	21.0
5	1人当たりごみ処理費用 (円/人・年)	12,368	14,741 (R3)	11,918 (R3)	×	11,131

※達成状況の見方 ○：目標を達成又は達成に向けて順調に推移  
△：改善傾向にあるが一層の努力が必要  
×：改善傾向にない

目標1：1人1日当たりごみ排出量＝（家庭系ごみ＋事業系ごみ）÷人口÷年間日数

目標2：1人1日当たり家庭系ごみ排出量＝家庭系ごみ量÷人口÷年間日数

目標3：本市が処理を行う事業所から出る一般廃棄物の量

目標4：資源化率＝（資源物＋集団回収＋クリーンセンター処理分）÷ごみ総排出量×100

目標5：（処理及び維持管理費＋その他の経費）÷人口

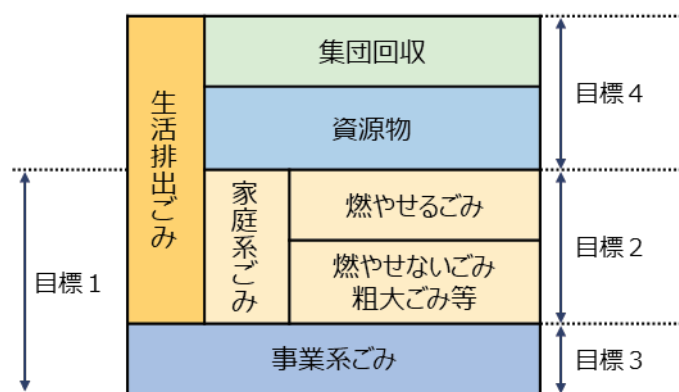


図 2-14 目標の体系

### (3) 前計画の主な取組

前計画において、4つの基本方針に基づき実施した主な取組は次のとおりです。

表 2-15 前計画の主な取組

基本方針	主な取組 (2019 (令和元) ~2022 (令和4) 年度)
1 啓発等によるごみ減量の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみ分別アプリの外国語版として英語、ポルトガル語、中国語の他にベトナム語を追加</li> <li>・金属類(発火性危険物)用指定袋(赤色)の導入に合わせて「資源・ごみの出し方便利帳」と「品目別一覧」を改訂し、便利帳を全戸配布</li> <li>・青空教室や生ごみ減量講座等の各種講座の開催やエコメッセ春日井等における啓発を実施</li> </ul>
2 3R(リデュース、リユース、リサイクル)の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・戸別収集の実証実験を実施(今後もごみステーション収集を継続)</li> <li>・金属類(発火性危険物)用指定袋(赤色)を導入するとともに、収集した金属類を選別する中間処理を導入</li> <li>・家庭用生ごみ処理機購入費補助の対象に密閉容器やコンポスト等の攪拌機能のない生ごみ処理機を追加</li> <li>・紙ごみの多量排出事業者を訪問し、ごみの減量や資源化を啓発</li> <li>・クリーンセンターにおける事業系ごみの搬入物検査を実施</li> <li>・公共施設や家電販売店における蛍光管や小型家電の拠点回収を実施</li> <li>・資源回収団体に対する奨励金を交付</li> <li>・高齢者等のごみ出しが困難な人を対象にさわやか収集を実施</li> </ul>
3 効率的なごみ処理による低コスト化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収集員の減少に対応した新たな収集体制を構築</li> <li>・家庭系一般廃棄物処理手数料を改定(10kg100円→200円)</li> </ul>
4 安全で安定的な処理施設の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・クリーンセンターの老朽化への対応及び規模の適正化を図るため、第2工場の基幹的設備改良工事により焼却能力の増強を図り、2工場体制から1工場体制に移行することを決定</li> </ul>

### 3 ごみ処理の実績

#### (1) ごみ排出量

ごみ排出量は、2013（平成 25）年度以降横ばいで推移しており、2022（令和 4）年度にやや減少しています。

1 人 1 日当たりごみ排出量についても同様に推移し、愛知県や全国、類似都市（施行時特例市<sup>※11</sup>）の平均を下回っており、2022（令和 4）年度の中間目標値と同程度となっています。

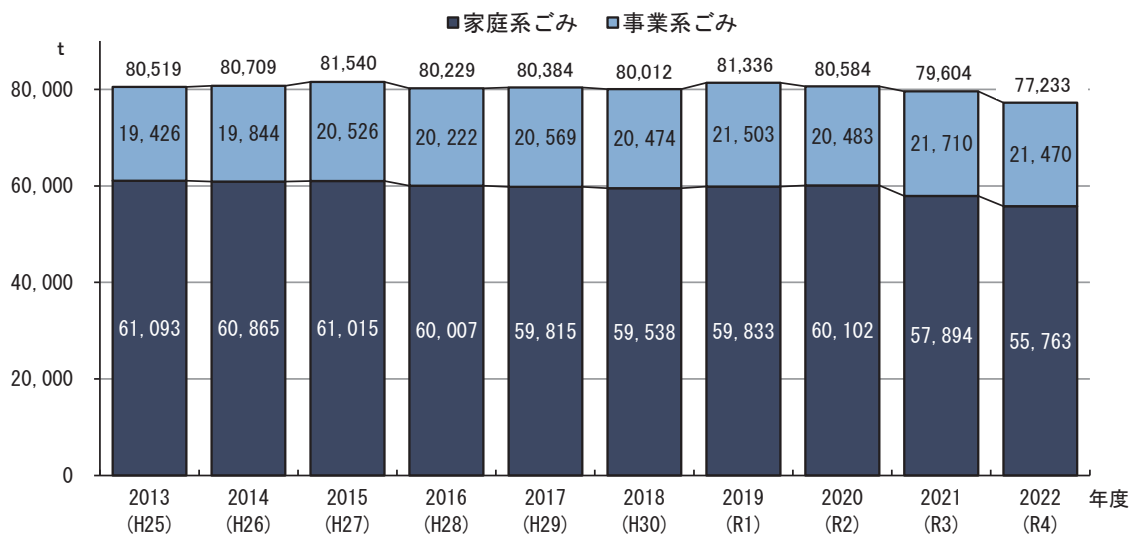
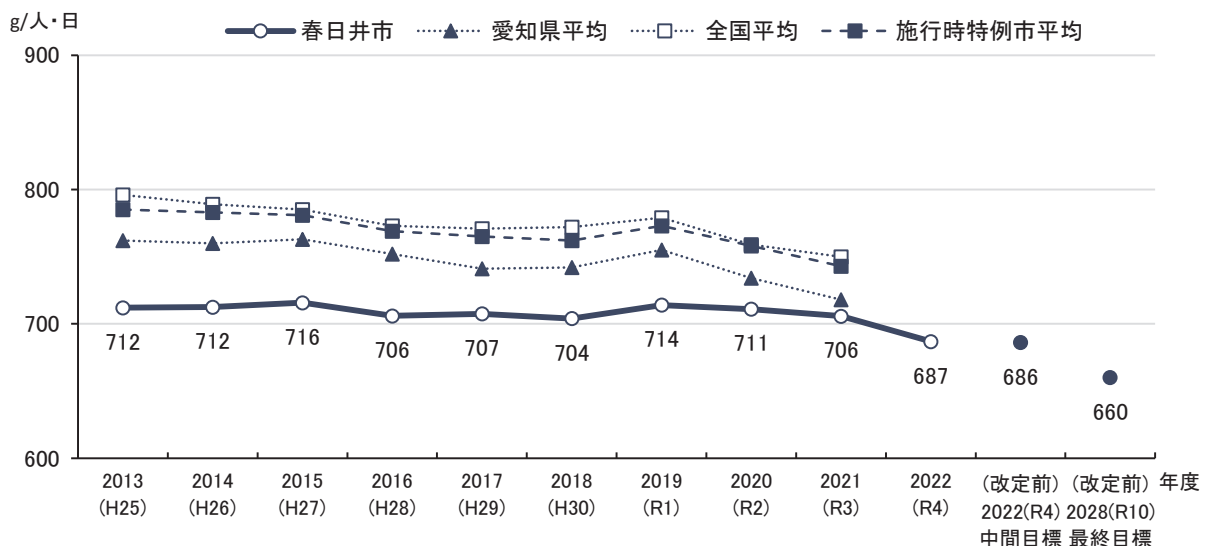


図 2-16 ごみ排出量の推移



出典：一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）

図 2-17 1 人 1 日当たりごみ排出量の推移

<sup>※11</sup> 施行時特例市…2015（平成 27）年 4 月の地方自治法の改正により中核市の要件が緩和されたことにあわせて、特例市制度が廃止となり、本市を含むこれまでの特例市は「施行時特例市」に名称が変更されました。2023（令和 5）年 4 月 1 日時点で、23 市（小田原市、大和市、沼津市、四日市市、平塚市、富士市、春日井市、茨木市、所沢市、厚木市、岸和田市、加古川市、茅ヶ崎市、宝塚市、草加市、つくば市、伊勢崎市、太田市、長岡市、上越市、春日部市、熊谷市、佐賀市）が指定されています。

## (2) 家庭系ごみ排出量

家庭系ごみ排出量は、2015（平成27）年度以降緩やかな減少傾向にありましたが、新型コロナウイルス感染症の流行に伴う生活様式の変化（外出自粛・在宅勤務等）により2020（令和2）年度にやや増加し、2021（令和3）年度以降は行動制限の緩和により再び減少に転じています。

1人1日当たり家庭系ごみ排出量については、愛知県平均と同程度となっており、全国や類似都市（施行時特例市）の平均を上回っています。また、2022（令和4）年度の中間目標値を達成しています。

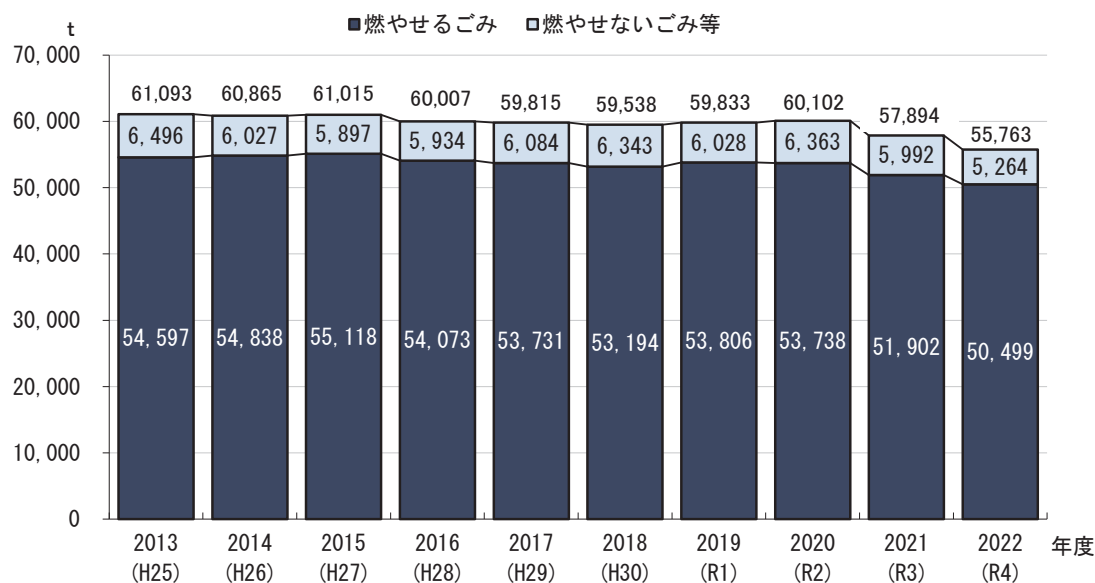
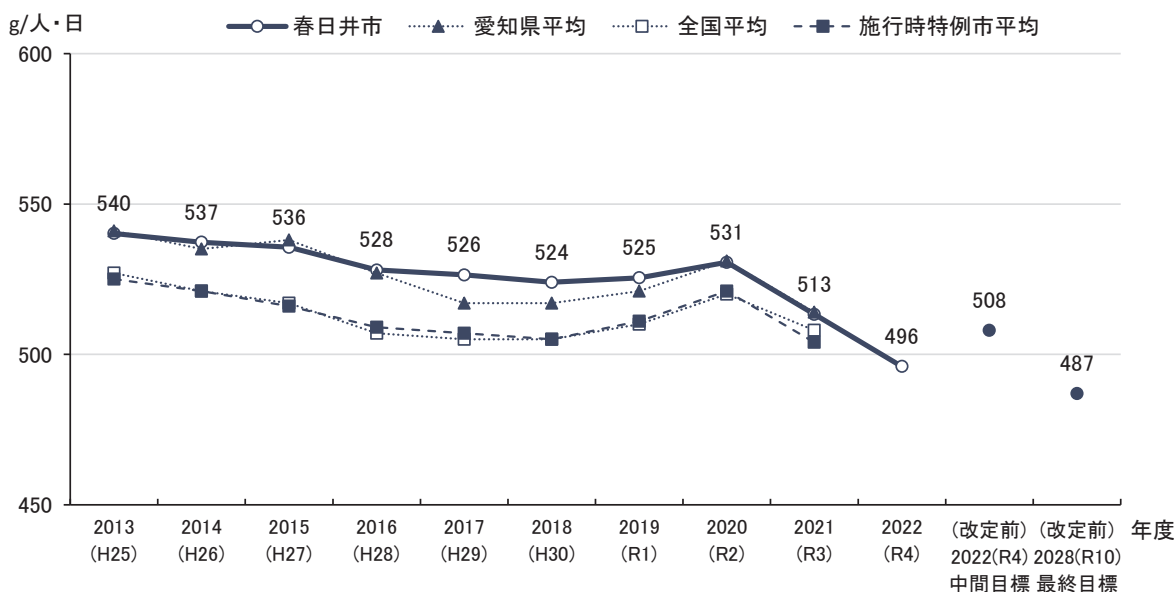


図 2-18 家庭系ごみ排出量の推移



出典：一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）

図 2-19 1人1日当たり家庭系ごみ排出量の推移



### (3) 事業系ごみ排出量

事業系ごみ排出量は、2013（平成25）年度以降緩やかな増加傾向にあり、新型コロナウイルス感染症の流行に伴う事業活動の縮小により2020（令和2）年度は減少しましたが、2021（令和3）年度以降は行動制限が緩和し事業活動が活性化したことで再び増加に転じています。2022（令和4）年度の間目標は達成できていません。

1人1日当たり事業系ごみ排出量については、愛知県や全国、類似都市（施行時特例市）の平均を下回っています。

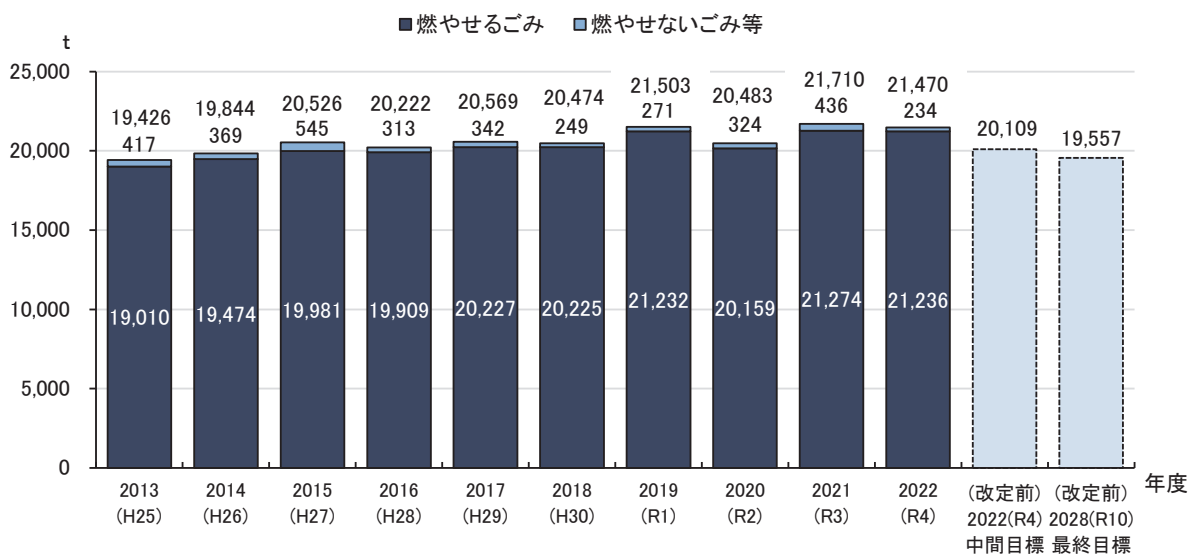
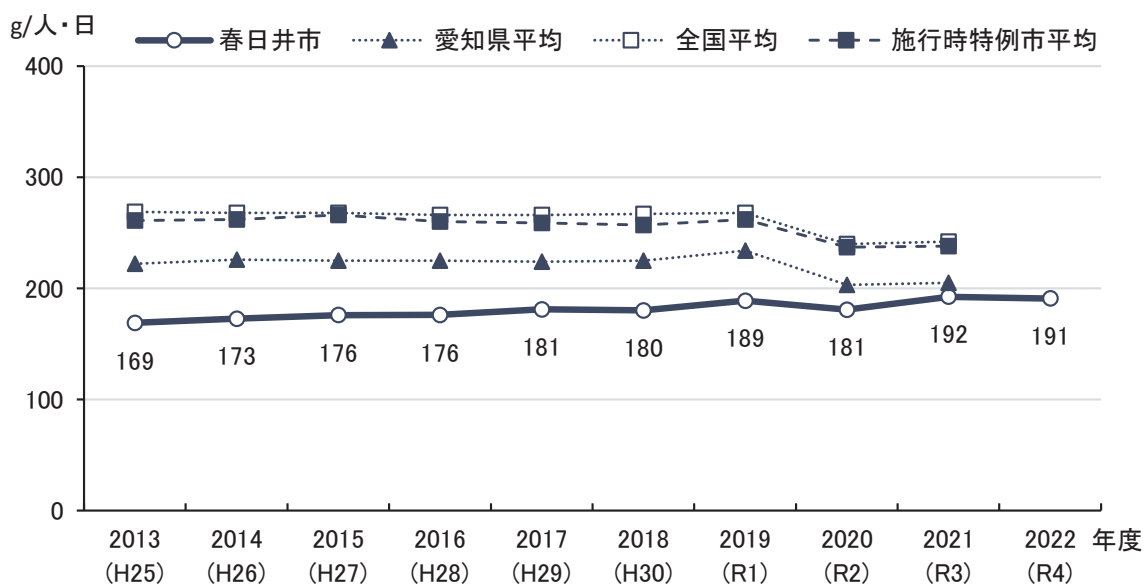


図 2-20 事業系ごみ排出量の推移



出典：一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）

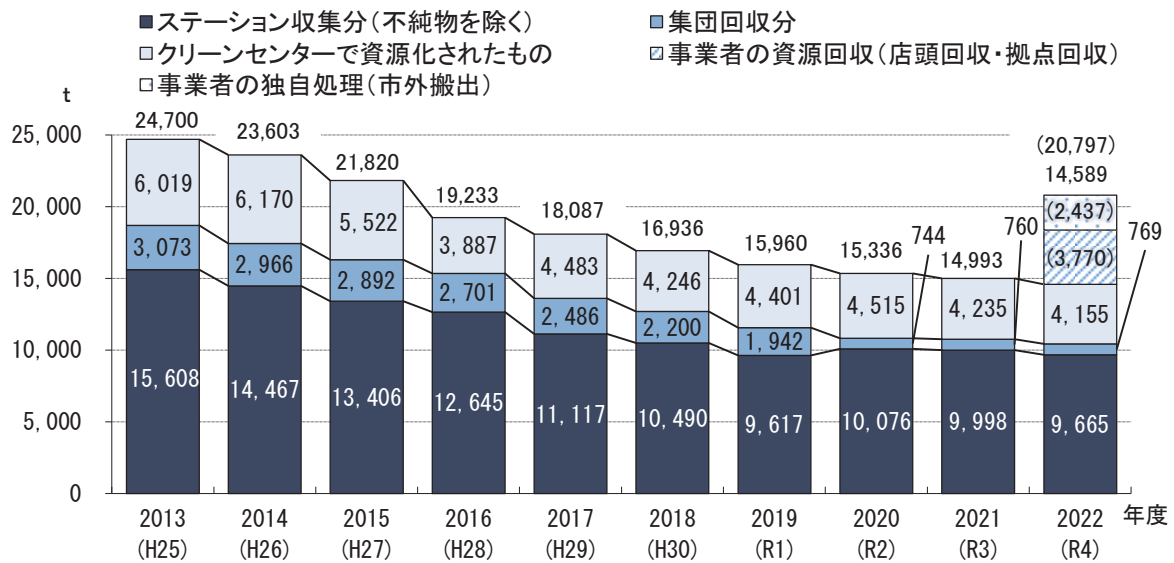
図 2-21 1人1日当たりの事業系ごみ排出量の推移

#### (4) 資源化量

資源化量は、2013（平成 25）年度以降減少が進んでおり、特にデジタル化の進展による新聞・雑誌等の古紙類の減少が著しい状況となっています。また、スーパーマーケットの店頭回収やコンテナボックス等での事業者による拠点回収など、本市がこれまで資源化量を把握していない方法による資源排出の普及も要因と考えられます。

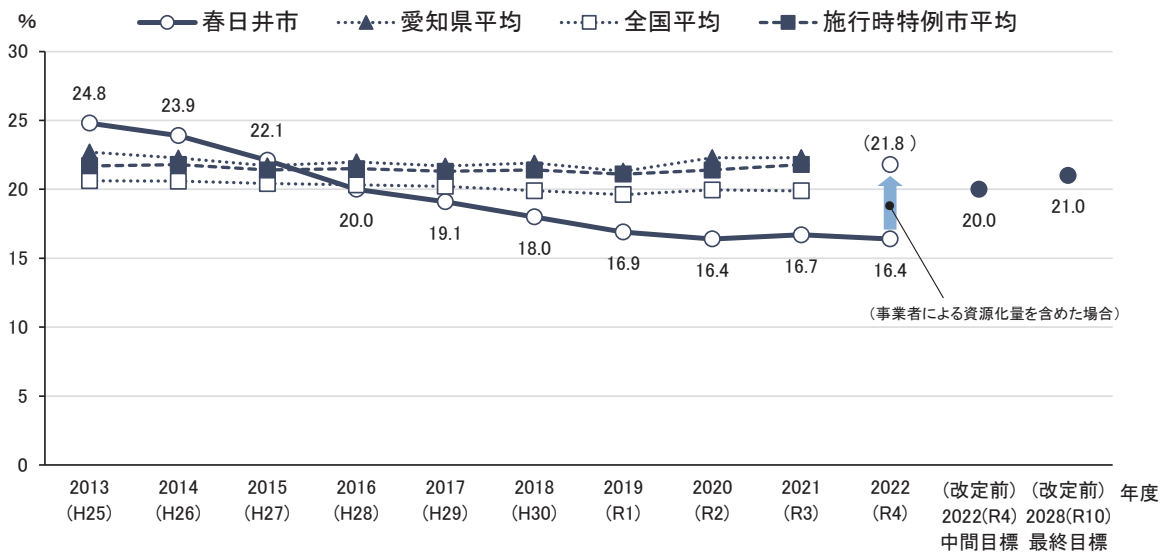
資源化率についても同様に推移し、愛知県や全国、類似都市（施行時特例市）の平均を下回っており、2022（令和 4）年度の間目標を達成できていません。

なお、事業者による資源回収（店頭回収・拠点回収等）や独自処理（市外搬出）を含めた場合の 2022（令和 4）年度の資源化量は 20,797 トンで、資源化率は 21.8% となります。



※事業者の資源回収（スーパーマーケット等の店頭回収、コンテナボックス等による拠点回収等）や独自処理（市外搬出）による資源化量について、事業者へのアンケート調査結果や市外搬出実績報告書に基づき、2022（令和 4）年度の実績値を参考に記載しています。

図 2-22 資源化量の推移



出典：一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）

図 2-23 資源化率の推移

表 2-24 品目別収集量及び資源化量

(上段：収集量、下段：資源化量 (不純物を除く)、単位：t)

品目	年度	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)
古紙類	収集量	9,540	8,864	8,207	7,395	6,177	5,742	4,854	5,215	5,217	5,027
	資源化量	9,540	8,864	8,110	7,325	6,108	5,674	4,781	5,139	5,153	4,965
飲料缶	収集量	332	319	306	294	271	260	267	311	328	282
	資源化量	264	257	240	245	228	215	220	262	269	257
ガラスびん	収集量	1,820	1,795	1,802	1,718	1,646	1,593	1,557	1,601	1,565	1,503
	資源化量	1,461	1,427	1,302	1,388	1,274	1,215	1,186	1,161	1,115	1,124
ペットボトル	収集量	767	759	762	760	768	786	800	827	841	834
	資源化量	639	633	629	623	622	628	604	616	616	597
プラスチック製容器包装	収集量	3,109	2,885	2,821	2,690	2,576	2,608	2,761	2,817	2,851	2,798
	資源化量	2,951	2,763	2,692	2,562	2,446	2,440	2,588	2,612	2,667	2,595
金属類	収集量	670	450	361	430	427	665	938	1,121	765	534
	資源化量	670	450	361	430	427	307	226	274	168	119
使用済み乾電池等*	収集量	70	60	60	60	—	—	—	—	—	—
	資源化量	70	60	60	60	—	—	—	—	—	—
廃食用油	収集量	13	12	12	12	12	12	11	12	11	10
	資源化量	13	12	12	12	12	12	11	12	11	10
合計	収集量	16,251	15,083	14,272	13,299	11,878	11,665	11,189	11,904	11,578	10,989
	資源化量	15,608	14,467	13,406	12,645	11,117	10,490	9,617	10,076	9,998	9,665

\*使用済み乾電池等は2017(平成29)年度から資源に含めていません。

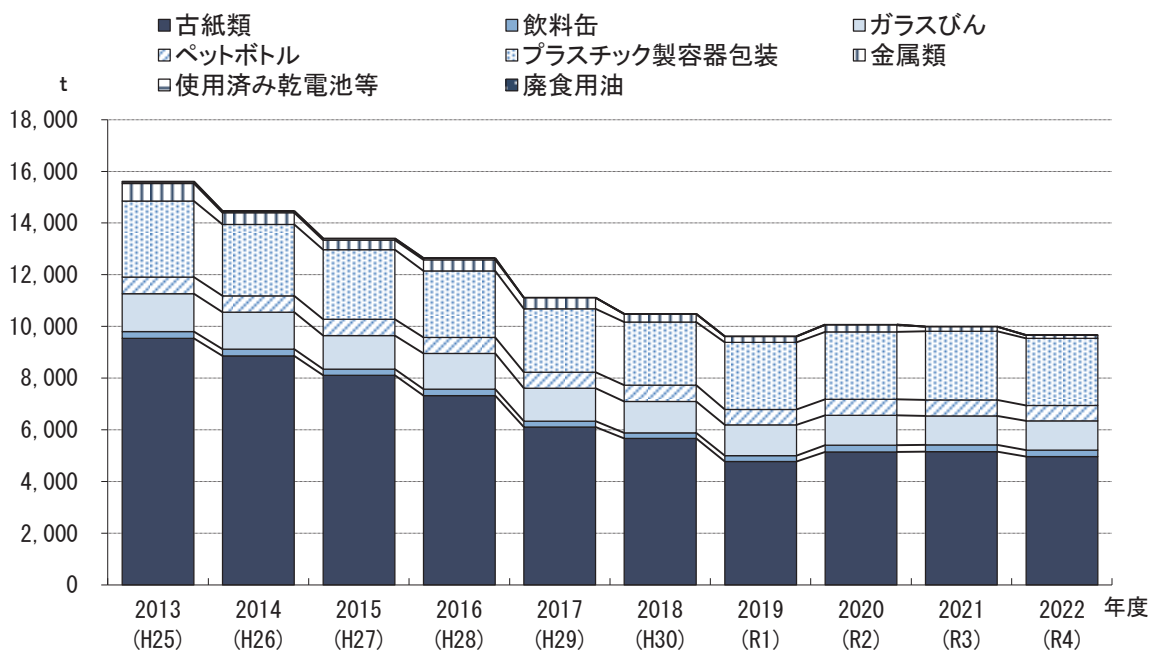


図 2-25 品目別資源化量の推移

## (5) ごみの組成

クリーンセンターのごみピットから採取した燃やせるごみ（家庭系・事業系の混合）の成分と組成分析結果（湿ベース）をみると、過去10年間、紙・布類と木・竹・ワラ類の割合が多く、紙・布類は減少傾向、木・竹・ワラ類は増加傾向にあります。2022（令和4）年度は、紙・布類が33.5%と最も多く、次いで木・竹・ワラ類の30.1%、ビニール合成樹脂類の15.2%となっています。

また、愛知県が2019（令和元）年度に実施した本市における家庭系燃やせるごみの組成調査（家庭系食品ロス量調査）結果によると、燃やせるごみのうち42.8%が食品廃棄物で、そのうち調理くず等を除いた「食品ロス」（直接廃棄、過剰除去、食べ残し）は18.8%となっています。

表 2-26 ごみ質分析結果

（単位：％）

年度		2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)
成分	水分	30.9	32.8	39.0	41.3	45.5	30.1	25.6	27.4	22.6	31.2
	灰分	9.4	8.0	6.3	7.1	6.6	10.2	8.6	10.4	11.6	9.3
	可燃分	59.7	59.2	54.7	51.6	47.9	59.8	65.9	62.2	65.8	59.5
組成	紙・布類	49.0	45.5	44.0	36.1	37.1	32.5	45.7	27.3	30.8	33.5
	ビニール合成樹脂類	11.6	11.5	11.2	12.5	14.4	9.3	10.5	9.2	8.4	15.2
	木・竹・ワラ類	22.3	27.2	16.3	20.4	22.9	39.0	29.7	47.7	44.2	30.1
	厨芥類	14.2	13.8	26.5	28.5	21.8	14.5	11.2	13.0	12.7	9.5
	不燃物類	1.3	0.6	1.0	1.1	1.3	2.7	1.6	1.6	2.0	2.3
	その他	1.5	1.4	1.0	1.4	2.6	2.0	1.3	1.4	1.8	9.4

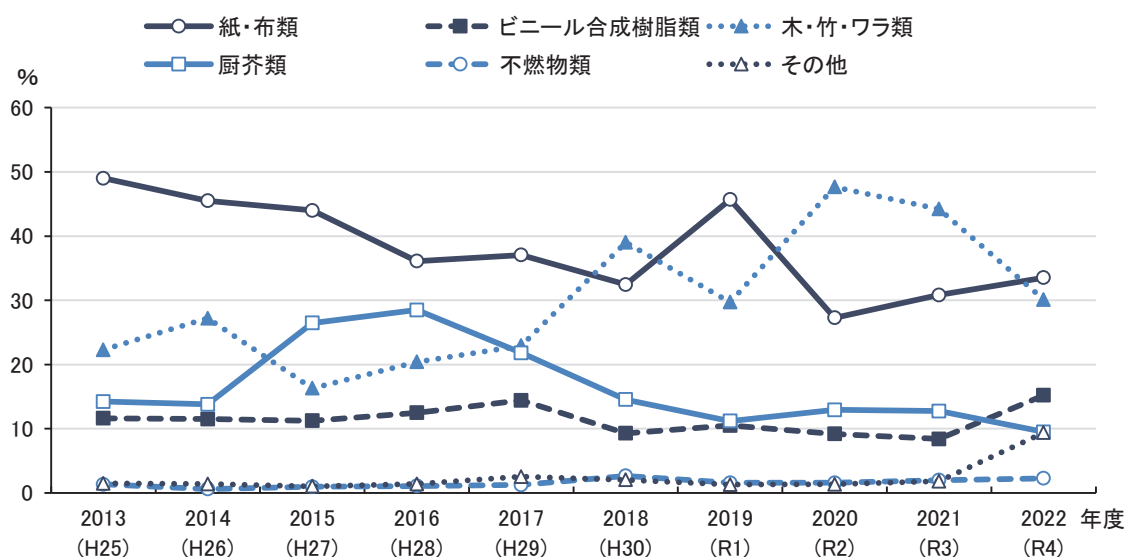
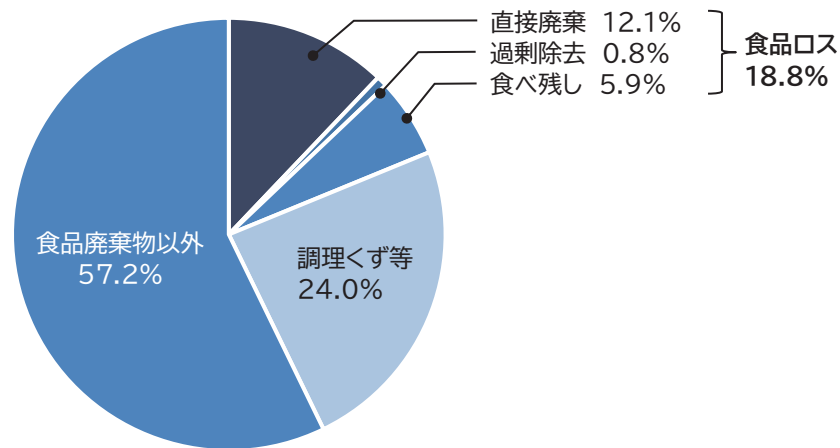


図 2-27 ごみ組成割合の推移



出典：2019(令和元)年度家庭系食品ロス量調査結果(愛知県)

図 2-28 家庭系燃やせるごみ組成割合

### 本市の食品ロス量(推計)

- 愛知県が実施した食品ロス実態調査結果等に基づき本市の食品ロス量(2019(令和元)年度)を推計すると、市全体では、年間46千トンの食品廃棄物等が排出され、そのうち40%にあたる18千トンが食品ロスとなっています。
- 市内の食品ロスのうち、55%にあたる10千トンが家庭からの排出(家庭系食品ロス)で、残りの45%にあたる8千トンが食品関連事業者(食品製造業、食品卸売業、食品小売業、外食産業)からの排出(事業系食品ロス)となっています。
- 1人1日当たりの家庭系食品ロス量は89.0gで、愛知県(77.8g)や全国(56.7g)よりも多い状況となっています。
- 食品ロスは、食品そのものが無駄となるだけでなく、その生産から廃棄までに用いられた多くの資源やエネルギーの無駄にもつながるため、その削減はSDGs(持続可能な開発目標)のターゲットの一つであり、国際的にも重要な課題となっています。

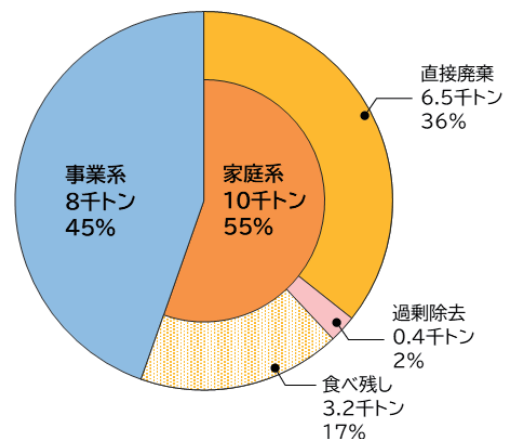


図 2-29 本市の食品ロスの内訳

表2-30 食品ロス量の比較(2019(令和元)年度:推計)

	春日井市	愛知県	全国
食品廃棄物等(トン)	45,993	2,316千	2,510万
食品ロス量(トン)	18,247	480千	570万
家庭系食品廃棄物等(トン)	23,029	445千	754万
家庭系食品ロス量(トン)	10,116	215千	261万
事業系食品廃棄物等(トン)	22,964	1,871千	1,756万
事業系食品ロス量(トン)	8,131	265千	309万
1人1日当たり家庭系食品ロス量(g/人・日)	89.0	77.8	56.7

出典：愛知県(春日井市・愛知県分)、環境省・農林水産省(全国分)

※直接廃棄：賞味期限切れ等により使用・提供されず、手つかずのまま廃棄されたもの

※過剰除去：厚くむき過ぎた野菜の皮などの、過剰に除去された可食部分

※食べ残し：食卓にのぼった食品で、食べ切れずに廃棄されたもの

※事業系食品廃棄物等：食品関連事業者(食品製造業、食品卸売業、食品小売業、外食産業)から発生する食品廃棄物等の量で、事業系一般廃棄物のほか産業廃棄物(食品製造業から発生する動植物性残さ等)が含まれています。

## (6) 中間処理量

焼却処理は、クリーンセンターの第1工場（処理能力260 t/日）、第2工場（処理能力280 t/日）の2工場が稼働しており、焼却処理量は2013（平成25）年度以降横ばいで推移しています。

破砕処理は、焼却処理と同様に第1工場（処理能力65 t/5 h）、第2工場（処理能力45 t/5 h）の2工場が稼働しており、破砕処理量は新型コロナウイルス感染症の流行に伴う在宅時間の増加により片付けごみが増加したことで2020（令和2）年度に増加しましたが、2021（令和3）年度以降は行動制限が緩和したことで減少に転じています。

また、第1・2工場の処理能力に対して現状の処理量は下回っており、主に第2工場で運用している状況ですが、第1工場については、第2工場の整備・点検、災害時等に備えた運用を行ってきました。1工場体制となる2027（令和9）年度からの第2工場の処理能力は、焼却処理能力が300 t/日、破砕処理能力が45 t/5 hとなる予定です。

クリーンセンターのごみ焼却による発電能力は8,400kW（第1工場1,400kW、第2工場7,000kW）で、発電量は2017（平成29）年度以降やや増加傾向にあります。

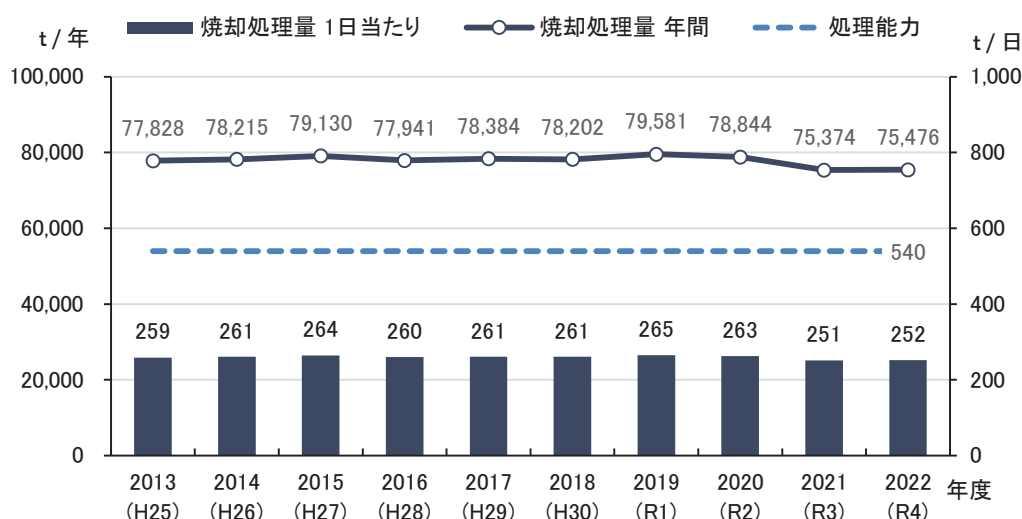


図 2-31 焼却施設稼働状況

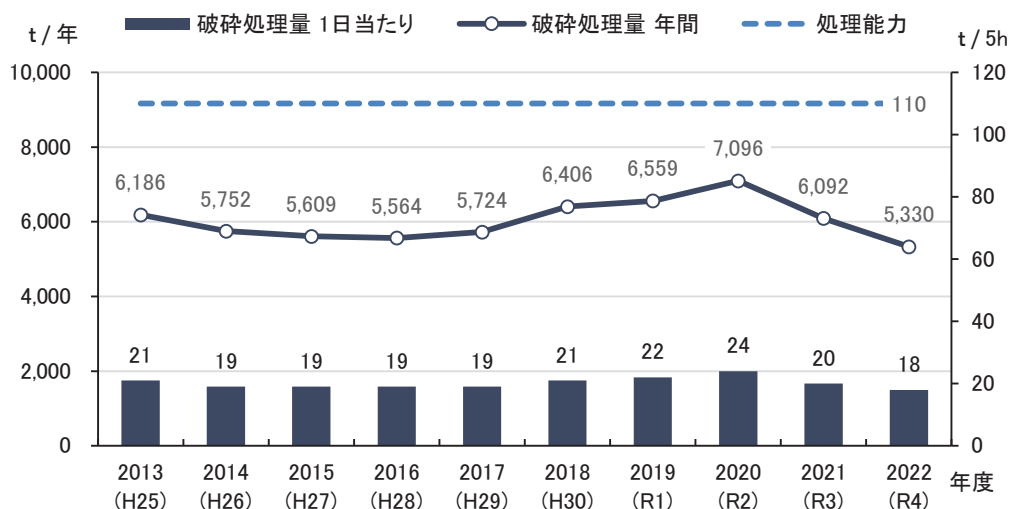


図 2-32 破砕処理施設稼働状況

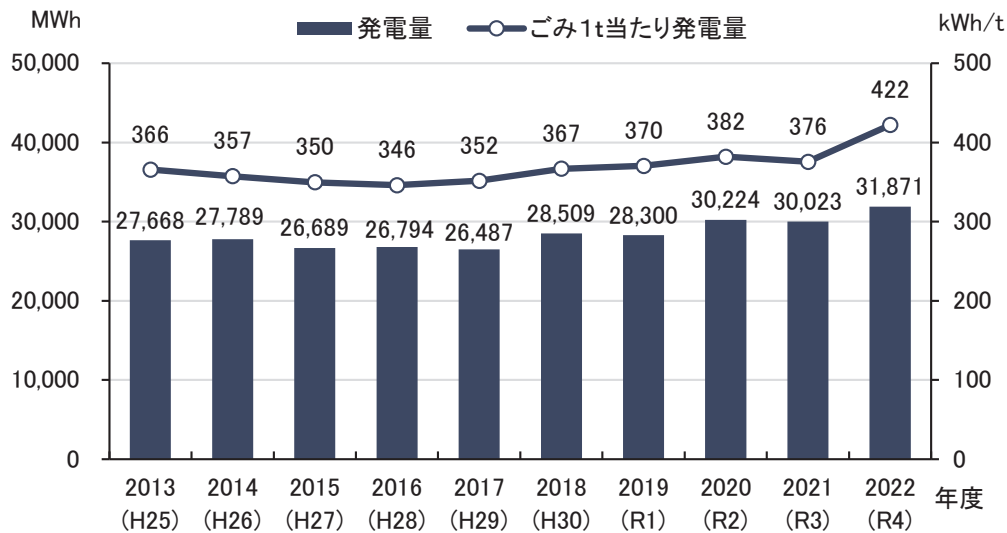


図 2-33 ごみ焼却による発電量の推移

### ごみ処理に伴う温室効果ガス排出量

- 本市の温室効果ガス排出量は 1,591.0 千 t-CO<sub>2</sub> (2020 (令和 2) 年度) で、そのうち廃棄物分野 (ごみの焼却に伴う二酸化炭素排出量) は 31.5 千 t-CO<sub>2</sub> (2.0%) となっています。
- 2013 (平成 25) 年度と比較すると 17.9 千 t-CO<sub>2</sub> (132.1%) 増加しており、その要因としてごみ (特にプラスチックごみ) の焼却量が増加していることが考えられます。
- 本市では、脱炭素社会の実現に向け、「春日井市地球温暖化対策実行計画 (改定版)」において、2030 (令和 12) 年度に温室効果ガスを 2013 (平成 25) 年度比で 46%削減することを目標としており、廃棄物分野においてもごみの減量 (特にプラスチックごみの削減) や焼却施設の省エネルギー化、発電能力の向上等を通じて温室効果ガスの削減を推進する必要があります。

表 2-34 本市の温室効果ガス排出量

(単位: 千 t-CO<sub>2</sub>)

部門・分野	年度	基準年度 2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	最新年度 2020 (R2)	増減率 (基準年度比)	増減率 (前年度比)
二酸化炭素	産業部門	774.1	755.2	711.0	762.4	663.6	720.5	694.3	584.9	-24.4%	-15.8%
	民生家庭部門	363.9	341.3	314.3	318.5	329.9	306.9	295.5	298.5	-18.0%	1.0%
	民生業務部門	408.3	392.4	374.9	322.4	321.2	325.1	304.7	276.1	-32.4%	-9.4%
	運輸部門	460.4	448.6	449.0	447.1	442.5	437.5	428.0	390.7	-15.1%	-8.7%
	廃棄物分野	13.6	16.4	13.6	16.8	27.6	16.3	19.9	31.5	132.1%	58.5%
二酸化炭素 小計		2,020.3	1,953.9	1,862.7	1,867.2	1,784.8	1,806.3	1,742.3	1,581.8	-21.7%	-9.2%
その他ガス	メタン	3.0	3.0	2.5	2.9	2.9	2.9	2.9	2.9	-3.7%	-0.7%
	一酸化二窒素	6.7	6.6	6.6	6.6	6.6	6.6	6.6	6.3	-5.2%	-4.4%
温室効果ガス 合計		2,030.0	1,963.5	1,871.8	1,876.7	1,794.2	1,815.8	1,751.8	1,591.0	-21.6%	-9.2%

出典: 春日井市環境報告書 (2022 (令和 4) 年度版)

## (7) 最終処分量

内津北山最終処分場が供用開始した2017（平成29）年度以降、最終処分量は横ばいで推移しています。新型コロナウイルス感染症の流行に伴う在宅時間の増加により片付けごみが増加したことで、2020（令和2）年度最終処分量が一時的に増加しています。

なお、2017（平成29）年4月にクリーンセンター灰溶融施設が稼働を休止（2023（令和5）年7月に廃止）しましたが、焼却灰をセメント原料化することにより、資源化の推進と最終処分場の延命化を図っており、内津北山最終処分場の埋立率は、当初計画（年間約2%、埋立期間約50年）より低い水準で推移しています。

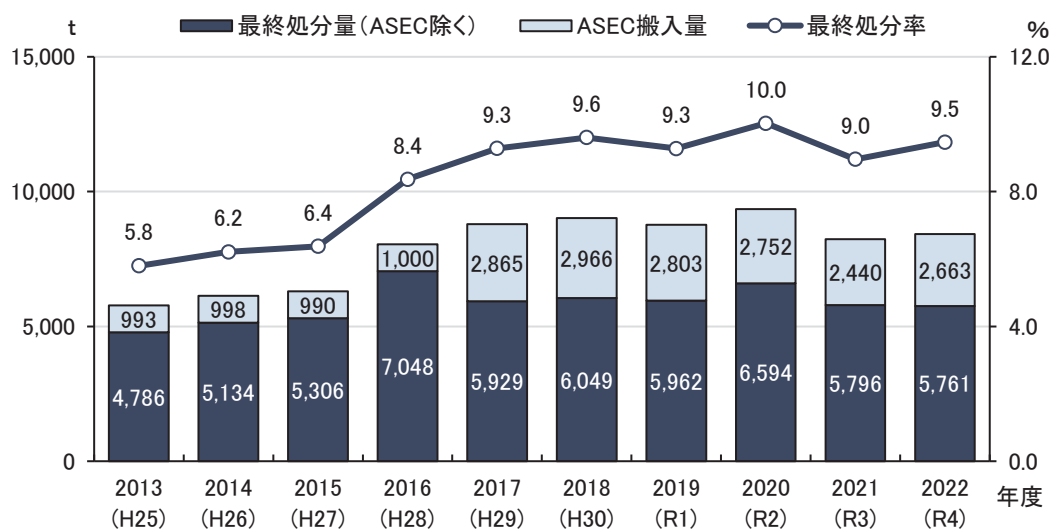


図 2-35 最終処分量の推移

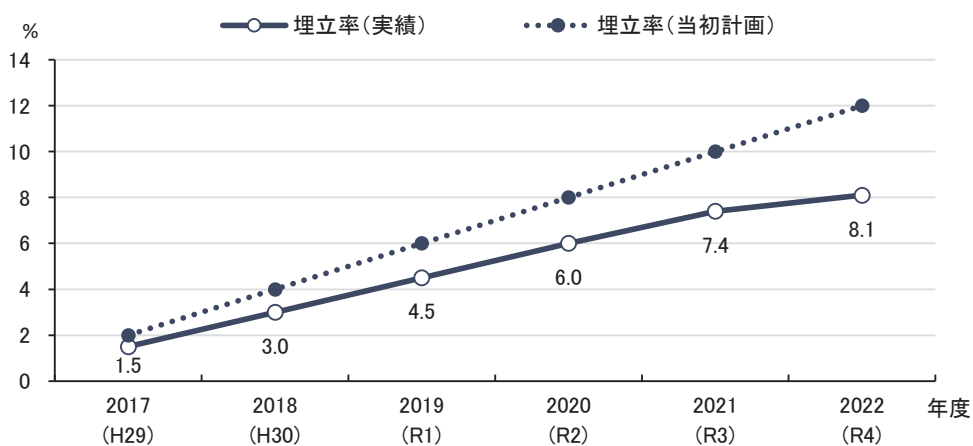


図 2-36 内津北山最終処分場埋立率の推移



## (8) ごみ処理経費

ごみ処理経費については、内津北山最終処分場の土地購入費用により 2013（平成 25）年度の「その他」が、内津北山最終処分場の整備により 2015（平成 27）年度及び 2016（平成 28）年度の「建設改良費」が一時的に増加しました。

1 人当たりごみ処理経費（建設改良費を除く）については、2018（平成 30）年度以降増加傾向にあり、クリーンセンターの老朽化や火災事故に伴う修繕等の「処理費」の増加や、ごみの収集運搬や適正処理に係る「委託費」の増加が要因としてあります。また、2021（令和 3）年度の本市の実績値は、全国平均と同程度で、愛知県や類似都市（施行時特例市）の平均を上回っており、2021（令和 3）年度の中間目標を達成できていません。

表 2-37 ごみ処理経費

（単位：千円）

年度	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)
処理及び維持管理費	4,137,850	4,215,187	4,137,993	4,018,746	3,767,988	3,689,125	4,008,229	4,195,612	4,510,859
人件費	1,276,523	1,295,243	1,285,678	1,288,235	1,294,199	1,091,073	1,255,757	1,270,353	1,252,359
処理費	1,049,482	1,181,313	1,090,734	1,023,463	810,111	833,331	962,172	1,039,962	1,306,357
車両等購入費	-	-	-	-	21,773	42,422	39,160	16,478	38,027
委託費	1,811,845	1,738,631	1,761,581	1,707,048	1,641,905	1,722,299	1,751,140	1,868,819	1,914,116
建設改良費	945	196,924	1,678,925	3,359,604	152,398	259,387	42,229	95,471	280,888
その他	1,202,534	48,938	60,962	123,047	85,219	73,615	73,288	69,891	61,096
合計	5,341,329	4,461,049	5,877,880	7,501,397	4,005,605	4,022,127	4,123,746	4,360,974	4,852,843

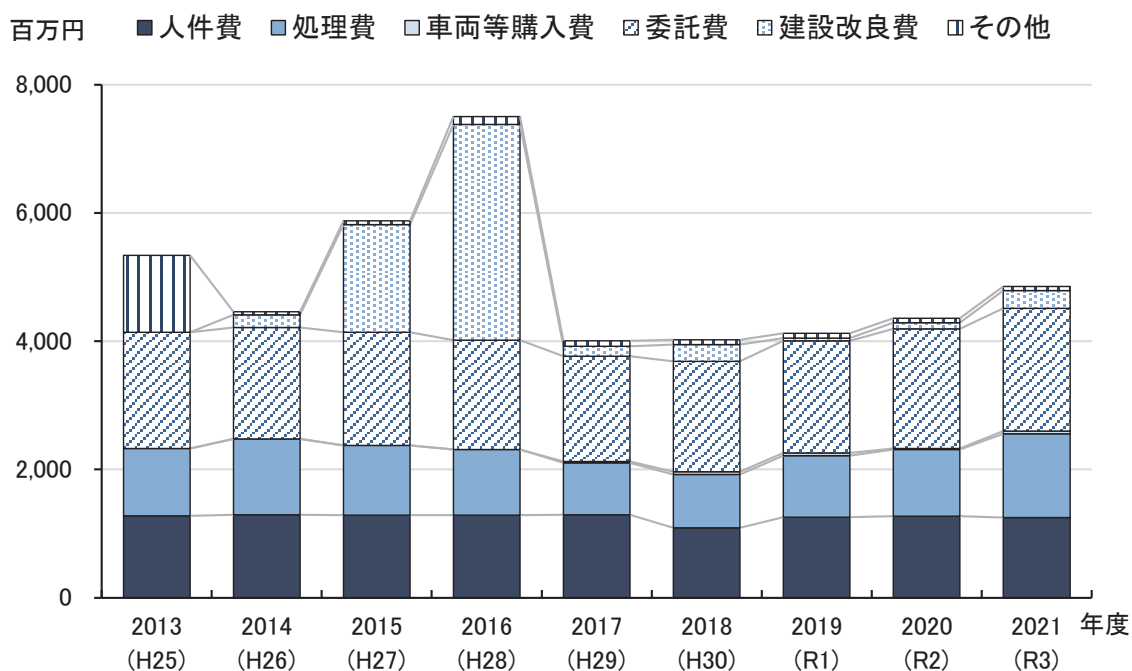


図 2-38 ごみ処理経費の推移

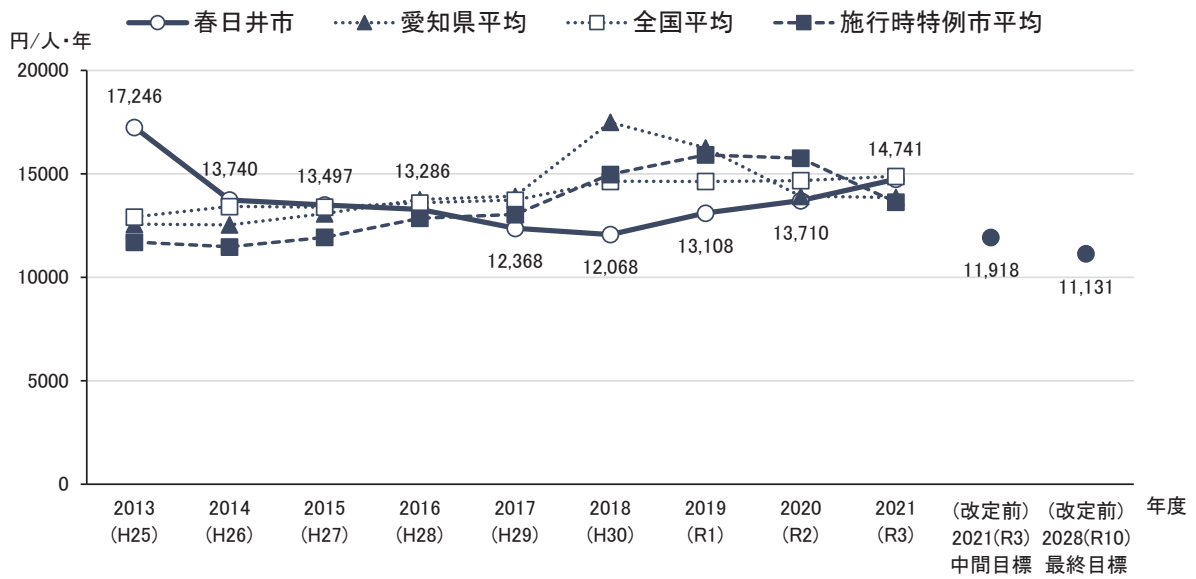


図 2-39 1人当たりごみ処理経費（建設改良費除く）の推移

## 4 市民意識

本計画の上位計画である第六次春日井市総合計画の検証に当たり、市政に対する満足度や市民の暮らしなどについて、アンケートによる市民意識調査を実施しました。本計画に関連する調査結果は次のとおりです。

### 【調査概要】

- 調査対象 18歳以上の市民 3,000人（無作為抽出）
- 調査期間 2021（令和3）年7月20日～8月5日
- 回収結果 有効回答数 1,330票（うち、インターネット回答数 388票）  
有効回収率 44.3%（うち、インターネット回収率 29.2%）

### (1) 市政に対する満足度・重要度

本計画に関連する施策は、「41 ごみの減量と資源の有効活用」、「42 ごみ出しルールやマナーを守るなど、地域における環境美化意識の向上」があり、いずれの施策も満足度・重要度ともに施策全体の平均より高い「B」領域に該当しており、今後の方向性として「現状の水準を引き続き重点的に維持すべき取組」に位置付けられています。

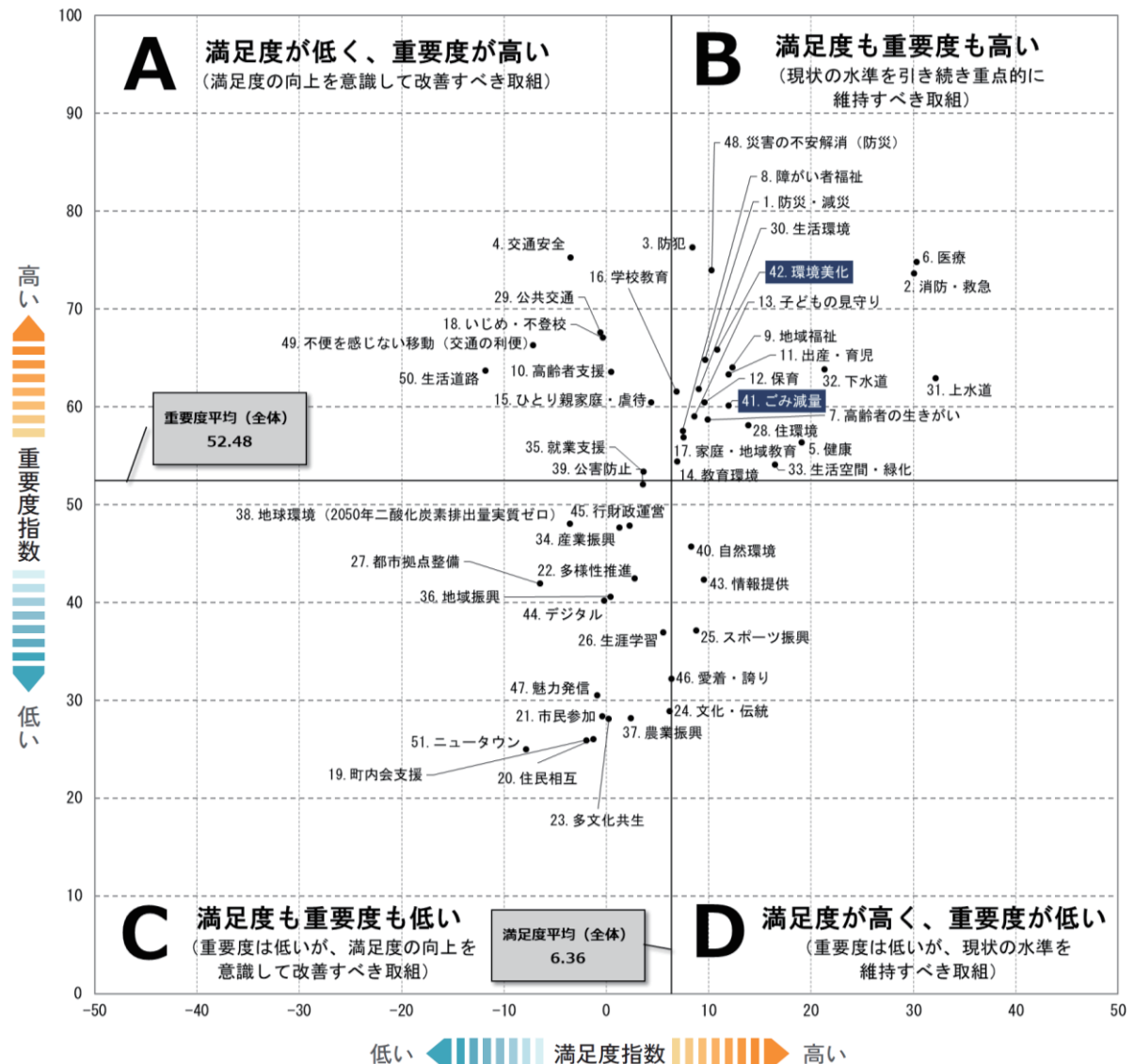


図 2-40 満足度・重要度の散布図

## (2) 市民の暮らしについて

### ① 普段からごみを減らすための具体的な取組をしていますか？

普段からごみを減らすための具体的な取組をしている市民の割合は 91.8% となっています。2016（平成 28）年度調査からは 3.1 ポイント増加しています。年代別で見ると、20 代が 84.8% で他の年代に比べて低くなっています。

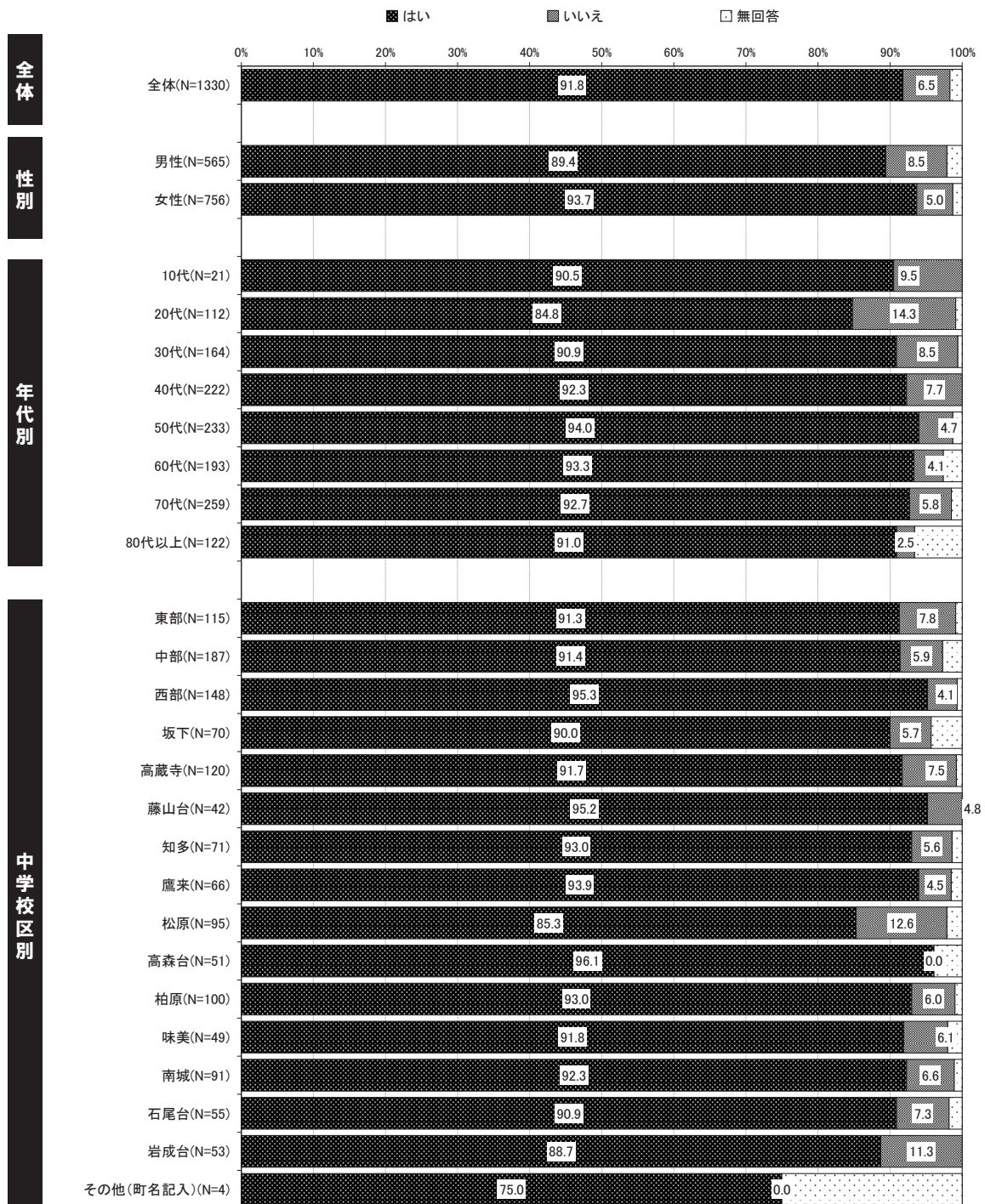
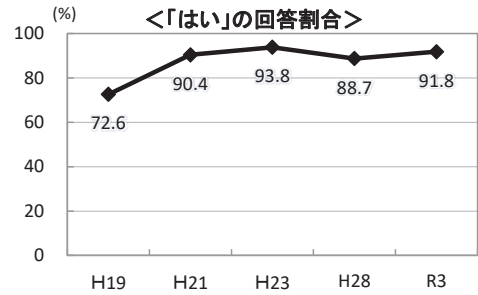


図 2-41 ごみ減量に取り組む市民の割合

② リサイクル（再生利用）がされるよう資源の分別を心がけていますか？

リサイクル（再生利用）がされるよう資源の分別を心がけている市民の割合は 94.5% となっています。2016（平成 28）年度調査からは 1.1 ポイント減少しています。年代別で見ると、20 代が 87.5% で他の年代に比べて低くなっています。

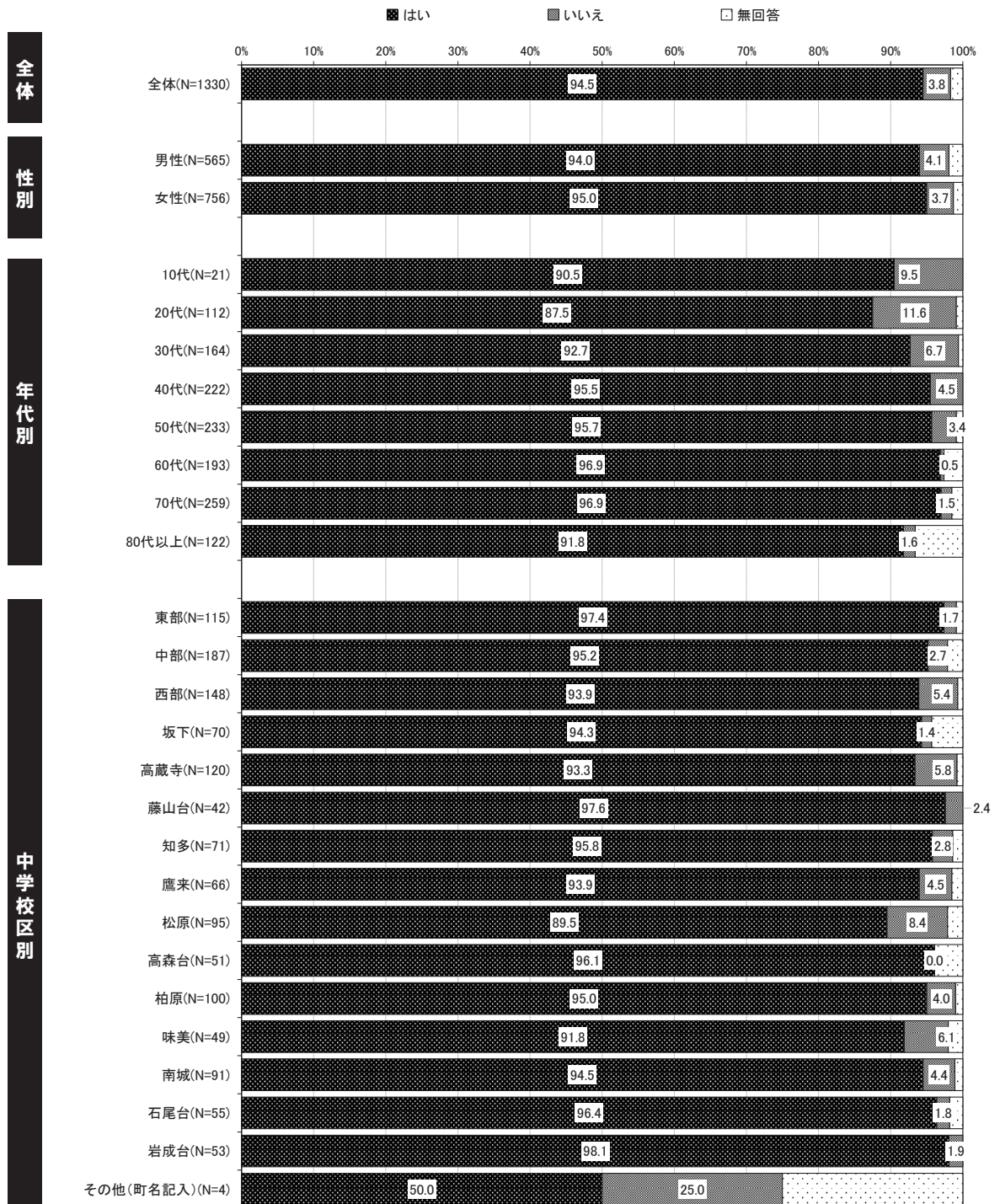
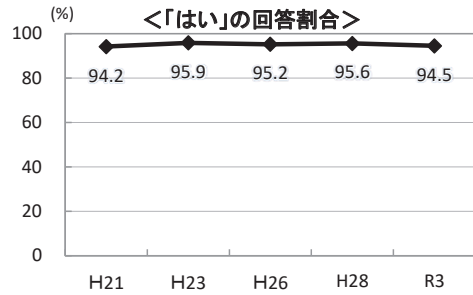


図 2-42 資源分別を心がけている市民の割合

## 5 今後の課題

### (1) ごみ減量・資源化に関する課題

#### ① 家庭系ごみの減量

「1人1日当たり家庭系ごみ排出量」は、2020（令和2）年度以降減少傾向にあり、中間目標を達成していますが、全国や類似都市（施行時特例市）の平均を上回っており、更なるごみの減量が必要です。

#### ② 生ごみ・食品ロスの削減

家庭系燃やせるごみの約43%（2019（令和元）年度）が生ごみで、生ごみの半分近くが手付かずの食品や食べ残しなどの「食品ロス」となっています。生ごみは水分を多く含むため焼却処理の負担となるほか、食品ロスは国際的な課題でもあるため、その削減に向けた取組を一層推進する必要があります。

#### ③ 事業系ごみの減量

事業系ごみが増加傾向にあり、減量が進んでいません。事業系ごみの中には資源化が可能なもの（紙ごみ、食品廃棄物など）が多く含まれていると考えられるため、クリーンセンターにおける処理ではなく民間のリサイクル業者への搬入を促進する取組が必要です。また、クリーンセンターへの不適正な搬入を防止するため、排出事業者への指導・啓発や、周辺自治体との処理手数料の価格差の是正が必要です。

#### ④ 資源化の促進

資源化率は低下傾向で、目標値と乖離する状況が続いています。民間事業者による資源回収に流れていることも考えられるため、それらを含めた市内の資源化の状況の把握に努めるとともに、燃やせるごみ等に混在する資源の分別排出を一層促進する必要があります。また、ごみステーションにおける資源（特に金属類）の持ち去り防止対策の強化が必要です。

#### ⑤ プラスチック資源循環の促進

焼却に伴い二酸化炭素の発生源となるとともに海洋等への流出に伴う生態系への影響が懸念されているプラスチック類の資源循環を促進するため、2022（令和4）年4月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行されたことを踏まえ、プラスチックごみの発生抑制や、燃やせるごみや燃やせないごみに含まれるプラスチック製品の資源化を推進する必要があります。

#### ⑥ 情報発信・啓発の強化

ごみの減量や資源化に向けて、ごみ問題に対して関心が低い若年層や外国人住民等を対象にSNS<sup>※12</sup>等を活用して情報発信や啓発を強化するとともに、エコメッセ春日井の効果的な活用方法を検討する必要があります。

<sup>※12</sup> SNS…ソーシャルネットワーキングサービス（Social Networking Service）の略で、登録された利用者同士が交流できるWebサイト上の会員制サービスのこと。

## (2) 適正処理（収集運搬、中間処理、最終処分）に関する課題

### ① ごみステーションの適正管理

ごみステーションの一部が大規模化（30～50 世帯）し、個々のごみに対する責任や意識の低下がみられるほか、他地区からの持ち込みやルール違反ごみ、カラス等によるごみの散乱、町内会加入者と未加入者の間でのトラブルが発生するなど、町内会加入率が低下する中で、区・町内会・自治会等によるごみステーションの維持管理の負担が増大しています。衛生的で快適な生活環境を保全するため、ごみステーションの設置や維持管理のあり方について検討する必要があります。

### ② 不法投棄・ごみのポイ捨て防止対策

ごみの不法投棄やポイ捨て、ペットのふんの放置などによる衛生面や防犯面での不安が生じています。関係機関等と連携し、モラルの向上を通じた良好な生活環境の確保が必要です。

### ③ 超高齢社会に対応したごみ収集体制

今後高齢化が進行することを踏まえ、福祉部門等と連携し、ごみ出しが困難な世帯に対する支援を拡充する必要があります。

### ④ 収集運搬の安全確保

燃やせるごみや燃やせないごみとして出せる大きさの基準が「80 cm未満」で、他自治体と比較して大きく、収集作業員がパッカー車に積み込む際に回転板で破碎しながら投入する必要があるなど、事故の危険性が懸念されるため、粗大ごみの基準の見直しなど収集運搬における安全確保が必要です。

### ⑤ 発火性危険物によるクリーンセンター等の火災事故防止

充電式電池を内蔵した家電製品等の発火性危険物を収集・処理する際に、パッカー車やクリーンセンターでの火災が発生しています。2021（令和3）年4月に金属類を選別・分解する中間処理を導入するとともに、同年10月に金属類（発火性危険物）用指定袋を導入し、市民に分別排出を啓発しているほか、クリーンセンターにおける防火設備の更新等の対策を行っていますが、火災を防止するためのハード・ソフト両面での対策を一層強化する必要があります。

### ⑥ 収集・処理の効率化

人件費や燃料費の高騰、施設修繕費の増加等を背景に、ごみ処理費用が増加しています。また、クリーンセンターへの直接搬入において、特定廃棄物の受付等に時間を要し、渋滞が発生しています。デジタル技術や民間事業者の活用、ごみの収集区分の見直し、適正なごみ処理費用の徴収等を通じて、効率的で最適な収集・処理体制の構築を図る必要があります。

### **⑦ クリーンセンターの1工場体制化に向けた整備**

クリーンセンターの1工場体制化に向けた第2工場の基幹的設備改良工事を着実に実施するとともに、工事に伴いクリーンセンターの処理能力が一時的に低下するため、市民や事業者へのごみ減量啓発やごみの市外搬出等の対策が必要です。また、施設整備に当たっては、単なる延命化だけでなく、省エネルギーや発電能力の向上など二酸化炭素排出量の削減に資する機能向上を図る必要があります。

### **⑧ 粗大・不燃ごみ処理設備と資源化処理設備の老朽化対策**

クリーンセンターの粗大・不燃ごみ処理設備と資源化処理設備が稼働後20年以上経過し老朽化しているため、焼却炉の基幹的設備改良工事による延命化に沿った中長期的な施設再整備を行う必要があります。

### **⑨ 内津北山最終処分場の延命化**

焼却灰の資源化の推進と内津北山最終処分場の延命化を図るため、引き続き焼却灰をセメント原料として資源化することが必要です。